

医療法人に「詳細な経営情報提出」の義務付け

税理士 嶋 賢治

8月10日、長崎県医療政策課より県下の医療法人すべてに「病院・診療所の経営情報の報告が義務化されます」との通達が発せられました。

現在医療法人は、決算について毎会計年度終了後3月以内に事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書（以下「事業報告書等」

という）を、監事の監査を経た上、長崎県知事に届け出ています。この「事業報告書等」は、長崎県庁にある「県政情報閲覧エリア」で、閲覧・コピー等を行うことができます。

ただ、現状ではその経営情報の報告すべき項目は大まかなもので、損益計算書は事業収益、事業費用、事業外収益、事業外費用の4項目の合計額のみです。貸借対照表や財産目録では流動資産、固定資産、流動負債、固定負債の4項目の合計額のみです。

それぞれの4項目から算出される利益や純資産も表示はされていませんが、当該法人の詳細な数値の経営分析は不可能です。法人の経営規模の推測はできても、人件費などの情報はありませ

ないので、役員の報酬などわかるはずはありません。診療所に求める経営情報の具体的項目は医療収益（外来診療収益・その他の医療収益等）医療費用（材料費・給与費・委託費・減価償却費・機器賃借料・その他の医療費用）医療利益、医療外収益、医療外費用、経常利益、税引き前当期純利益、法人税等負担額、当期純利益で、事業報告書様式より内容がより細分化されています。

なお、貸借対照表に

と、ところが今回の通達では、これまでの「事業報告書等」とは別に、この8月以降に決算期を迎える法人から、毎年、会計年度終了後、原則、3カ月以内に病院・診療所ごとの経営情報を県に対し報告しなければならなくなりました。

診療所に求める経営情報の具体的項目は医療収益（外来診療収益・その他の医療収益等）医療費用（材料費・給与費・委託費・減価償却費・機器賃借料・その他の医療費用）医療利益、医療外収益、医療外費用、経常利益、税引き前当期純利益、法人税等負担額、当期純利益で、事業報告書様式より内容がより細分化されています。

その中でも給与費により力を入れていた点が特筆できます。このことは「職種別給与総額及びその人数に関する情報」という別紙をわざわざ添付させ「職種ごとの年間一人当たり給与費の把握」に並々ならぬ意欲を示しています。

一人医師医療法人の職種ごとの給与費の欄は、とりもなおさず理事長先生個人の年間給与のことです。現在、個人開業の医療の方の所得は個人所得税の申告などで統計的に把握することは可能です。

ところが法人形態での先生の給与の実態は法人税の申告書の中の内訳書でしかわからないため、ほとんど把握が不可能です。今回の通達では経営情報は、個別の医療機関ごとの情報は公表し

税務・人事労務ワンポイント

バックナンバーを
協会ホームページで公開中



https://www.vdro.or.jp/one_point/

※無断転載禁止